

税金

所得税の控除

控除の種類	対 象 者	所得控除
特別障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級	40 万円
同居特別障がい者控除の加算	上記の対象者で控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障がい者控除に別途加算されます。	75 万円 〔障がい者控除 40 万円 + 35 万円〕
障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障がい者保健福祉手帳 2～3 級	27 万円

※基準日: 12 月 31 日までに手帳の交付を受けた方

●手続き

給与所得者は事業所へ、それ以外の場合は確定申告時に申告します。

(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の提示が必要です)

●お問い合わせ

香椎税務署

〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1

(電話: 092-661-1031)

住民税の控除

控除の種類	対 象 者	所得控除
特別障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級	30 万円
同居特別障がい者控除の加算	上記の対象者で控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障がい者控除に別途加算されます。	53 万円 〔障がい者控除 30 万円 + 23 万円〕
障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障がい者保健福祉手帳 2～3 級	26 万円
非課税	本人の前年所得が 135 万円以下	非課税

※基準日: 12 月 31 日までに手帳の交付を受けた方

●手続き

給与所得者は事業所へ、それ以外の場合は確定（住民税）申告時に申告します。
（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の提示が必要です）

●お問い合わせ

古賀市役所 市税課 市民税係
（電話：092-942-1111 内線 234～237）

個人事業税の非課税・減免

●非課税の対象者・内容

失明又は両眼の矯正視力が0.06以下の方（身体障がい手帳1級、2級及び3級の一部）があんま、マッサージ、はり、きゅう等医業に関する事業を行う場合は非課税となります。

●減免の対象者・内容

身体障がい者手帳1～4級を持っている方で、前年中の合計所得額が300万円以下である方が、事業を行う場合、一定の要件のもとに個人事業税が減免されます。

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

東福岡県税事務所
〒812-8543 福岡市東区箱崎 1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎 2 階
（電話：092-641-0201）

相続税の控除

障がい者が相続により財産を取得した場合、相続税額から下記の金額が控除されます。

控除の種類	対 象 者
特別障がい者控除	(85 歳－本人の相続時の年齢) × 20 万円
障がい者控除	(85 歳－本人の相続時の年齢) × 10 万円

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

香椎税務署
〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1
（電話：092-661-1031）

贈与税の控除

特定障がい者(注)に対する贈与財産が特定障がい者扶養信託契約に基づいて信託された場合、贈与税の控除が認められます。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を 信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

(注) 特定障がい者とは特別障がい者又は特別障がい者以外で精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる方

●金額

非課税

(特別障がい者の場合、限度額 6 千万円。それ以外の特定障がい者の場合、限度額 3 千万円。)

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

香椎税務署

〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1

(電話:092-661-1031)

預貯金等の利子非課税

預貯金等の利子に対する課税が、所定の手続きをとれば非課税になります。対象となるのは元本 350 万円までの預貯金についての利子(マル優)、額面 350 万円までの国債及び地方債についての利子(特別マル優)となります。

●対象者(障がい者関係)

- ① 身体障がい者手帳をもつ方
- ② 療育手帳をもつ方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳をもつ方
- ④ 障がい年金・遺族年金・寡婦年金などを受けている方(妻)

●詳しくは、各金融機関・郵便局等へお問い合わせください。

●対象となる自動車

下記の表に示す障がいの区分にあって、以下のいずれかに該当する車が対象です。

（減免となるのは1人につき1台で、毎年申請が必要です。また、普通自動車と軽自動車の両方で減免を受けることはできません。）「生計を一にする者」とは、障がい者と同居、日常の生活の資金を共にしている方をいいます。

- (1) 障がい者本人が所有し本人が運転する車
- (2) 障がい者本人が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため生計を一にする者が運転する車
- (3) 障がい者と生計を一にする者が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため、障がい者本人または生計を一にする者が運転する車
- (4) 障がい者だけの世帯で、障がい者本人が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため常時介護する人が運転する車
- (5) 自動車の仕様が、専ら身体障がい者の利用に供する車
（手帳の交付を受けている方が対象だが、障がいの程度は問わない。）

障がいの区分		本人所有で本人が運転する車 上記対象車(1)	左記以外の場合 (上記対象車(2)～(4))
視覚障がい		2級、3級の一部	1級～3級、4級の一部
聴覚障がい		2、3級	
平衡機能障がい		3級	
音声言語機能障がい		3級	
肢体不自由	上肢	1、2級	
	下肢	1級～6級	1級～4級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい		(上肢機能障がい)1、2級 (移動機能障がい)1～6級	(上肢機能障がい)1、2級 (移動機能障がい)1～4級
内部機能障がい		1級、3級	
免疫機能障がい		1級～3級	
知的障がい		療育手帳 A1、A2、A3、B1	
精神障がい		精神障がい者保健福祉手帳1級	
肝臓機能障害		1級～3級	

●手続き

◆ 普通自動車の場合

- ① 減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ③ 運転する者の運転免許証
- ④ 自動車検査証
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)確認書類
- ⑥ 上記(1)以外の場合、住民票(原本、世帯全員分で続柄記載、発行から3ヶ月以内のもの)

※ 別居の家族が所有・運転する場合はこの他に必要な証明があります。

詳しくはお問い合わせください。